



総務省

# 日々の生活をより豊かにするための モバイル市場競争促進プラン

---

令和5年11月  
総務省

- モバイルは、技術革新のスピードが速くイノベーションが生じやすく、そして、何よりも国民の日々の生活に密着した不可欠なもの。  
**モバイルが納得感のある料金で良質なサービスとなれば、日々の生活はより豊かになる。**
- このためには、**料金・サービス本位の競争につながる環境整備を一層進めることが重要。**総務省としては、閣議決定された経済対策を踏まえ、**モバイル市場競争促進プラン**として、**以下の3つを柱とする8つの取組（後述）を着実に実施**する。

- ① 納得感のある料金・良質なサービスの実現
- ② 事業者間の乗換えの円滑化の加速
- ③ 事業者間の公正な競争環境の整備の促進

----- デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定） -----

## 第2章 経済再生に向けた具体的施策

### 第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援  
携帯電話サービスについて、利用料金やサービス本位の競争を促進するため、2023年内に実施する制度改正、利用者に合った料金プラン選択促進のための広報を順次実施する。

- 総務省としては、市場の状況等を踏まえ、**更なる競争促進のために必要な対策を不断に検討**する。

## ① 納得感のある料金・良質なサービスの実現

- ① 「1円端末」販売等につながる過度な割引を規制
- ② 中古端末の安心・安全な流通の促進
- ③ MNOによる代理店の指導強化

# 納得感のある料金・良質なサービスの実現①

## (「1円端末」販売等につながる過度な割引を規制)

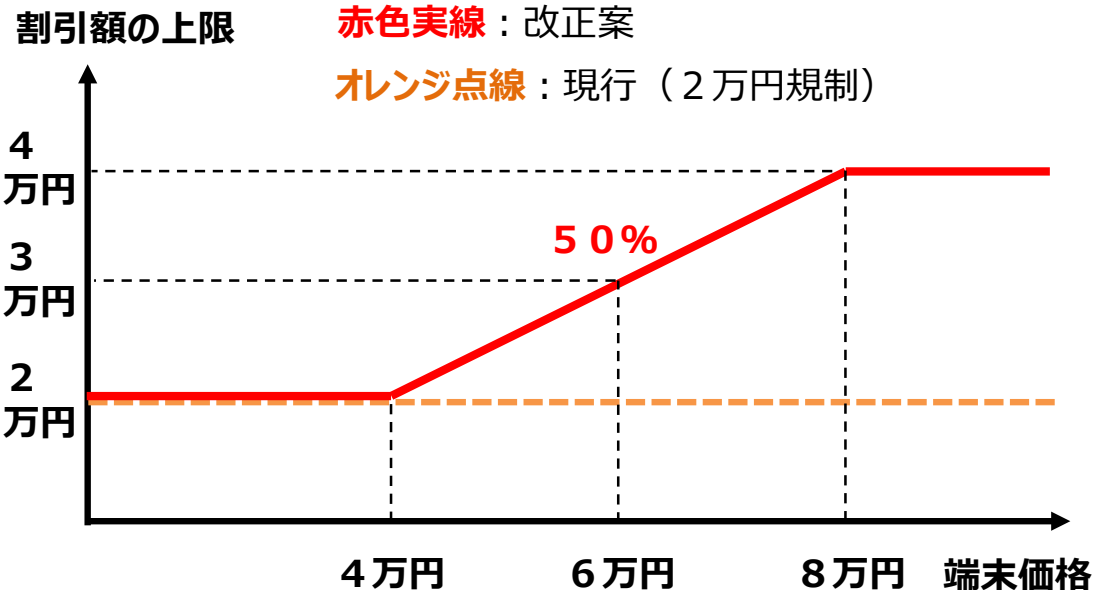
## 課題

- 過度な端末割引競争を抑制し、通信料金・サービス競争へのシフトを加速させることが重要。
  - 通信料金・端末料金の分離に係る端末の割引規制は、導入当初、規制の導入効果が現れていたが、「白ロム割」※により、再び「1円端末」販売等の大幅な端末値引きが行われ、転売ヤー等の問題が発生。
- ※ 端末の購入等をするのみを条件とすることで規制の対象外となる端末値引き

## 今後の取組

- 1円端末販売等につながる過度な割引を規制し、転売ヤー等を防止するため、次の制度改正（省令）を年内に実施。
  - ・ **割引額の上限の見直し**（2万円→原則4万円）※
  - ※ 原則4万円。ただし、端末価格が4万円から8万円までの場合にあっては端末価格の50%、4万円以下にあっては2万円。
  - ・ **「白ロム割」を規制対象**

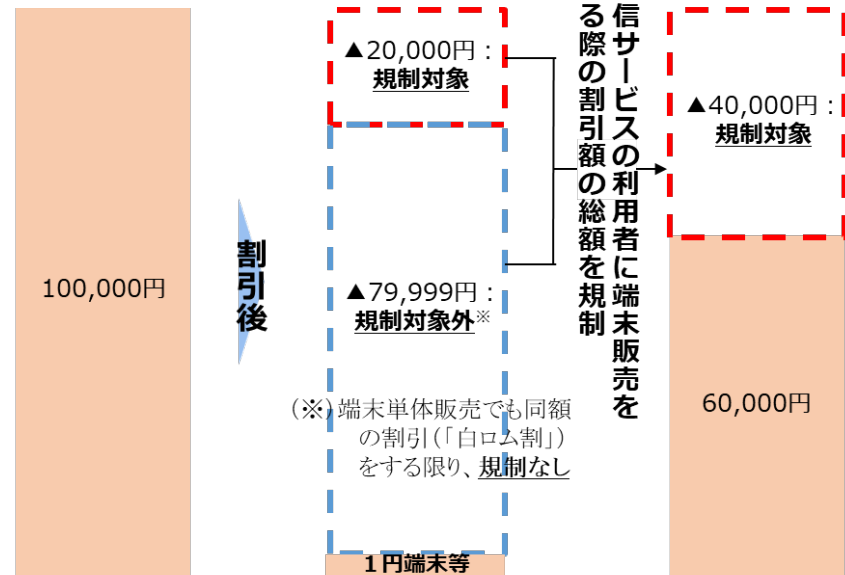
## ● 割引額の上限



※ 廉価端末特例等が別途存在

## ● 白ロム割規制

端末の購入代金（税抜）



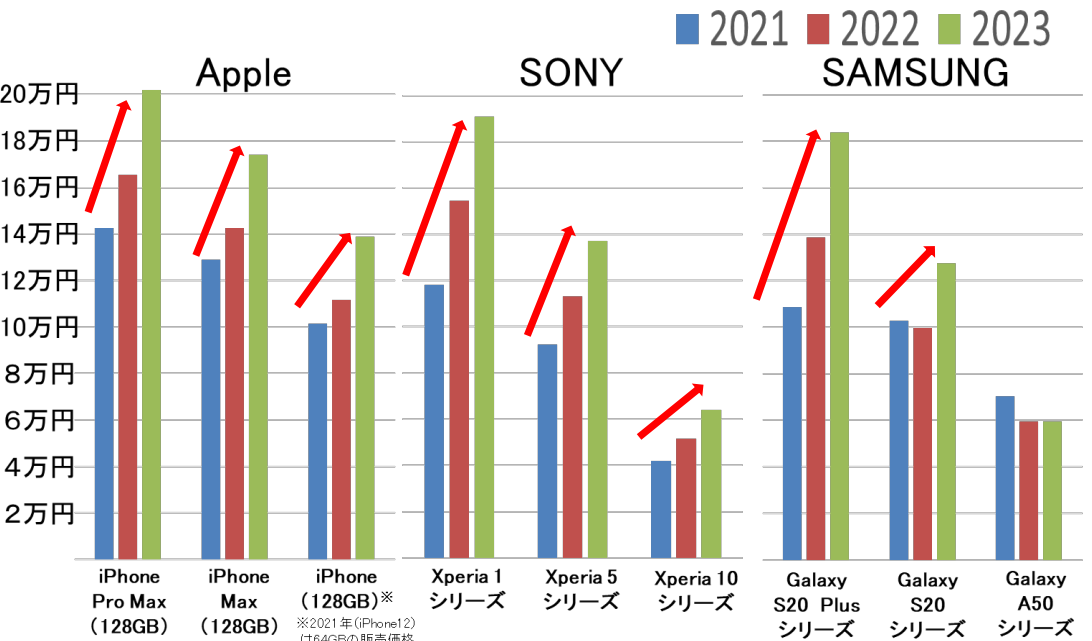
## 課題

- 近年、端末価格が高騰傾向であり、中古端末の需要は増加。
- 国民が低廉で多様な端末を選択できるようにするため、中古端末の更なる流通促進が重要。

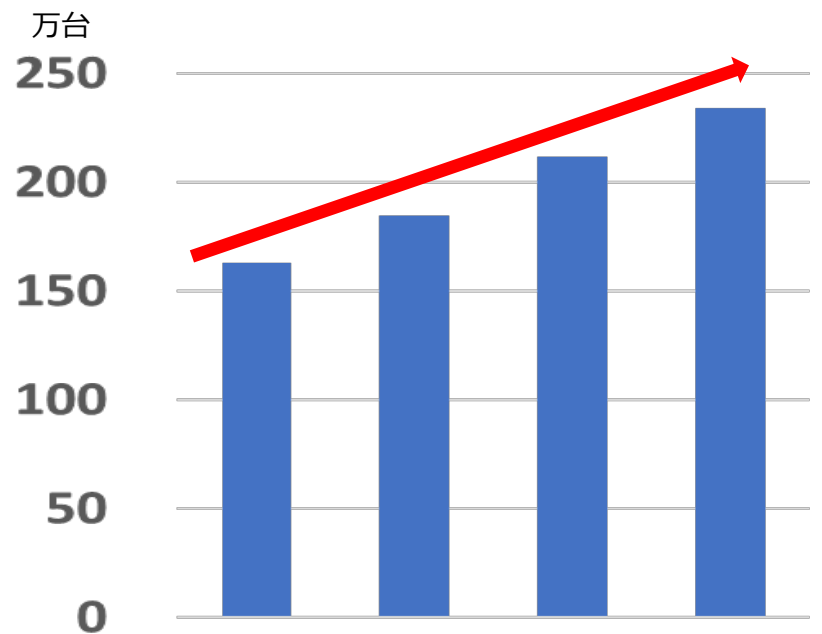
## 今後の取組

- **中古端末の安心・安全な流通を促進するため、中古端末の民間事業者団体※の取組をサポート。**  
 ※ (一社) リユースモバイル・ジャパン。  
 中古端末市場の健全な発展及び消費者保護を目的とした安心・安全な中古端末の流通促進のために設立された団体。
- スマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載が開始されたことを踏まえ、中古端末の取引時における処理を適切に行う必要があるため、**民間事業者団体による自主ガイドライン改正を促進する(年内に議論開始)**。

### ● 端末販売価格(新品)の推移



### ● 中古端末の販売台数



※電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査を基に作成 (各年3月時点における最新機種の販売価格)  
 ※スマートフォンシェア上位3社(出所: statcounter)

2019年度 2020年度 2021年度 2022年度  
 ※MM総研の調査を基に作成

課題

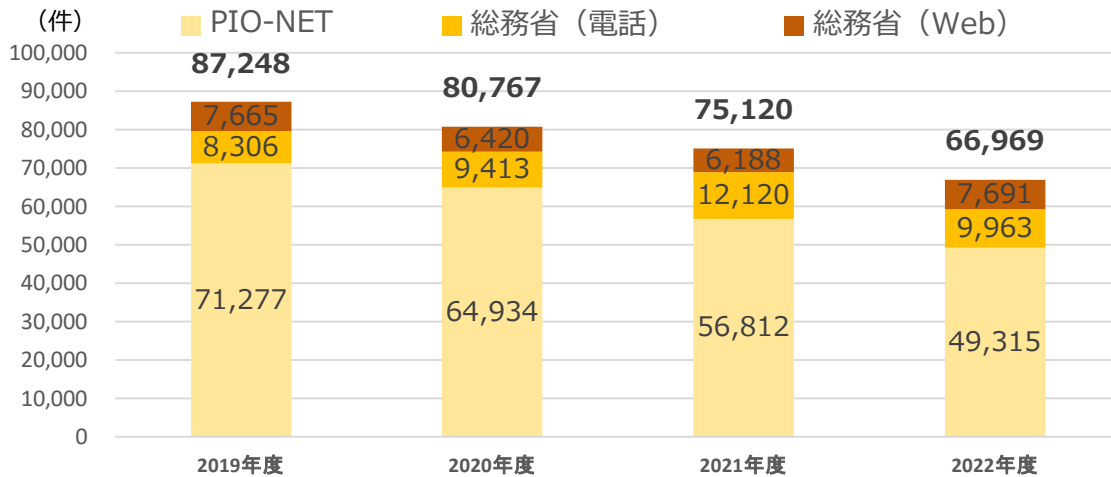
- 電気通信市場における利用者からの苦情相談件数は減少傾向にあるものの、**一定数の苦情は未だに継続**。MNOの苦情相談の主なチャネルは、**販売代理店等の店舗**となっている。
- 今後も、競争の一層の促進により、不適切な販売が増加等するおそれ。利用者の利益の保護の観点から、**重要な販売チャネルである販売代理店の業務運営の適正性を一層確保するため、委託元であるMNOの指導強化が必要**。

今後の取組

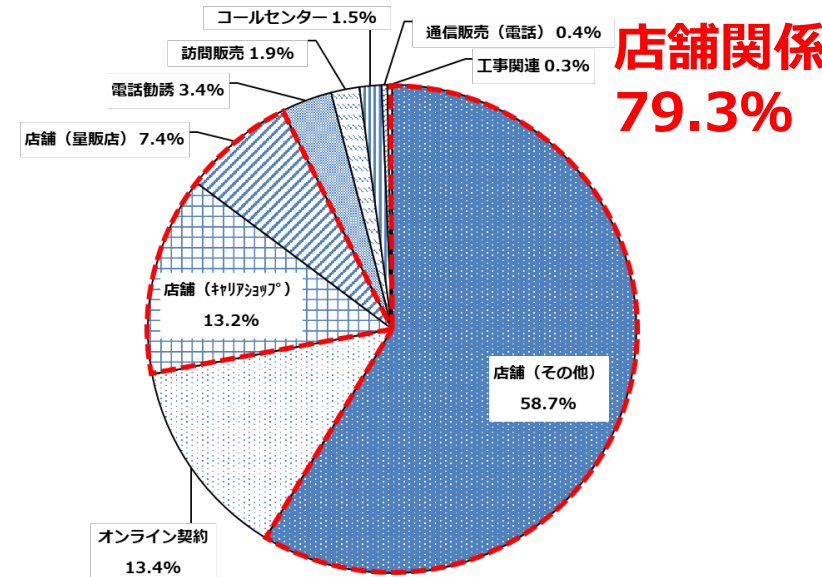
- **MNOによる販売代理店の指導強化を図るため**、電気通信事業法に基づく**ガイドラインを年内に改正**し、販売代理店において不適切な業務運営が広汎に認められる場合には、委託元であるMNOによる販売代理店への**指導義務が適切に果たされているか問題となり得る旨を明確化**。

● 苦情相談件数の推移

全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に寄せられた件数と総務省における総受付件数



● 苦情相談の要因となったチャネル (MNO)



N = 2,613

※2022年度の苦情相談から約1/3を無作為抽出したうえで、チャネルが特定できない苦情相談を除外し、分類・整理。

## ② 事業者間の乗換えの円滑化の加速

- ④ 新料金プランの移行の検討促進のための広報
- ⑤ MNPワンストップ化の推進

# 事業者間の乗換えの円滑化の加速① (新料金プランの移行の検討促進のための広報)

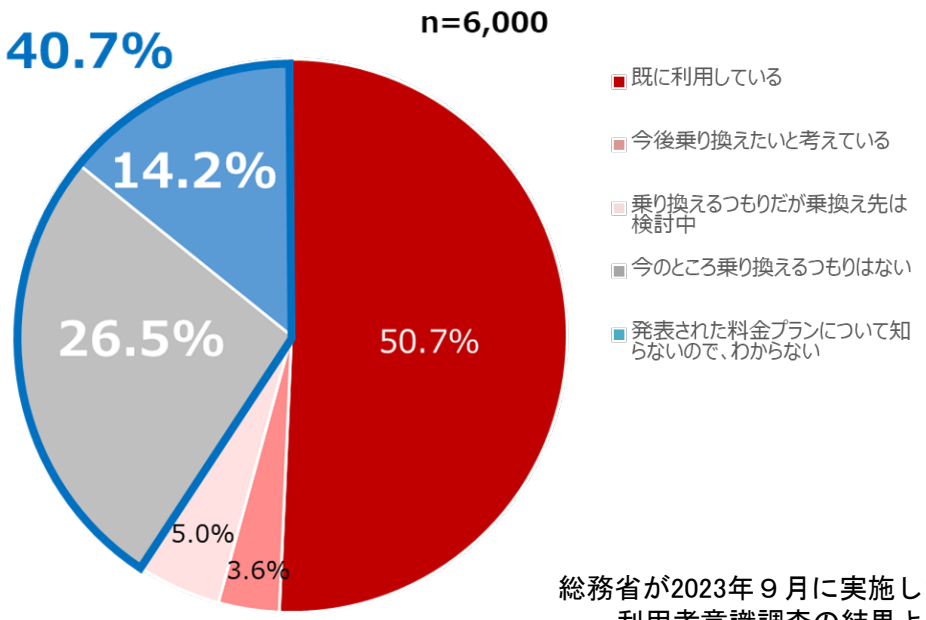
課題

- 利用者は、自分に合った低廉化プランを選択することにより、携帯料金の支出を減らすことが可能。
- **未だに約半数の利用者は旧来のプランに残留しており、新料金プランに乗換えるつもりがない理由として、「手続きを行うことが面倒」等**があげられている。
- 2023年5月にMNPワンストップが開始されたが、認知度は約14%であり、**手続きが面倒等と考えている利用者**に対して、周知することが重要。

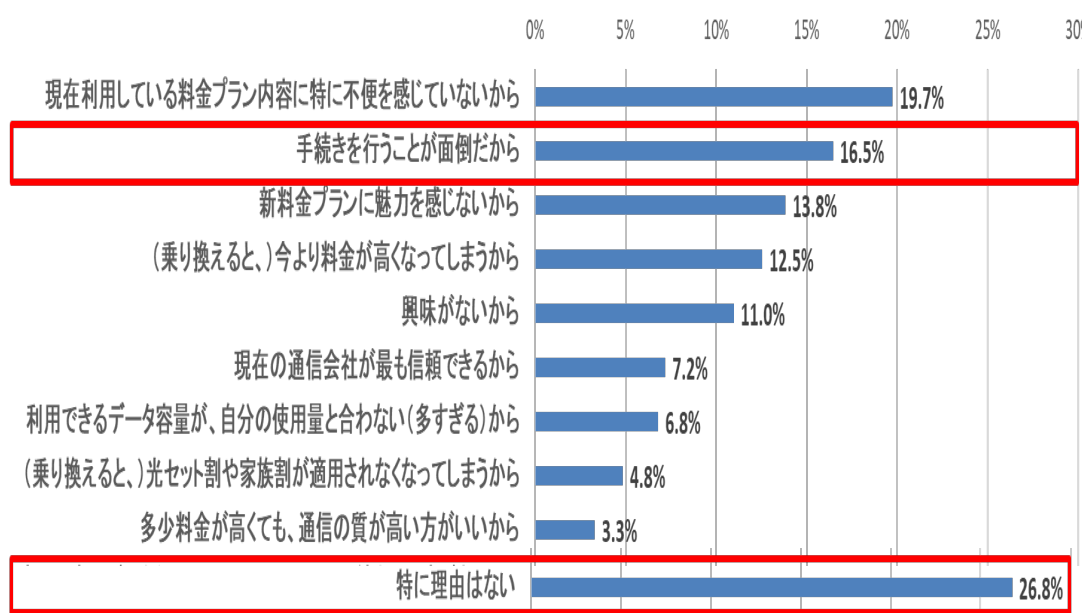
今後の取組

- MNPワンストップ化等の新制度により、**いつでも自由に容易な手続きで料金プランの変更ができるようになったこと等の国民理解の向上を図るため、SNS・デジタル広告等のメディア等を活用した配信等の周知広報を実施。**
- **そのための所要経費を補正予算で要求。**

## ● 新料金プランへの乗換え意向



## ● 乗換えるつもりがない理由





## 課題

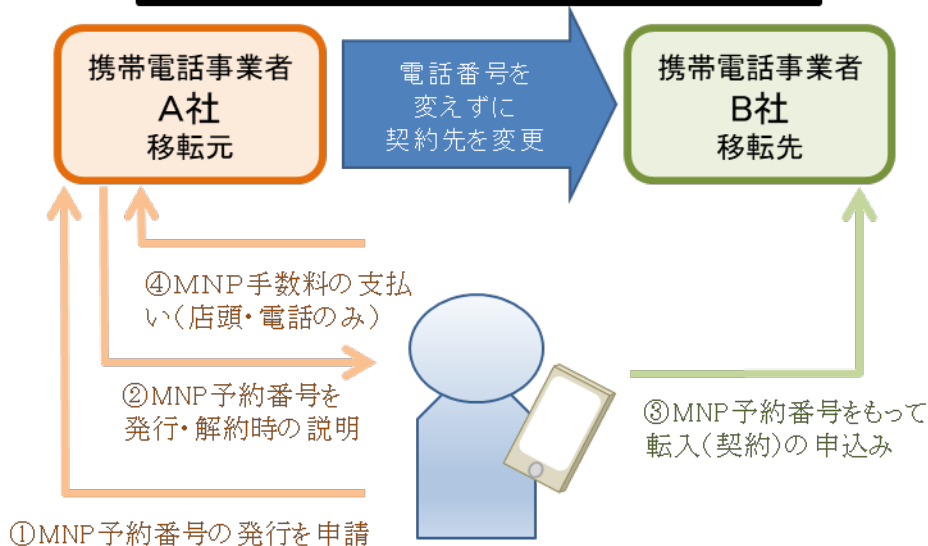
- 事業者間の乗換えを容易にするためには、乗換えに係る手続の簡素化が重要。
- 総務省において、手続を簡素化するため、「スイッチング円滑化タスクフォース」等で検討し、令和5年5月24日にMNPワンストップを開始したが、現時点で対応している事業者は6者（MNO4者、日本通信、オプテージ）にとどまっている。

## 今後の取組

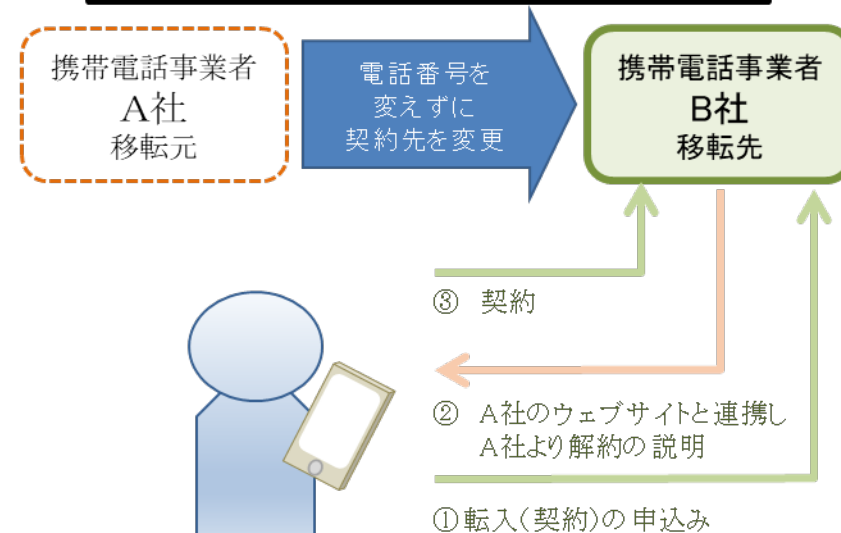
- MNPワンストップ化を推進するため、MNPワンストップ対応事業者の拡大を推進する。
- MNPワンストップ未対応の大手MVNOについて、各社のMNPワンストップ導入予定時期（「今年度末まで」等）を年内に公表するなど、MNPワンストップの早期導入に向けた働きかけを行う。

## ●ワンストップ方式の仕組み

## ツーストップ方式（現行）



## ワンストップ方式



### ③ 事業者間の公正な競争環境の整備の促進

- ⑥ 通信・端末分離規制の基準値の引き上げ
- ⑦ 周波数の追加割当て
- ⑧ 接続料の更なる低廉化

# 事業者間の公正な競争環境の整備の促進①

## (通信・端末分離規制の基準値の引上げ)

課題

- MNO 3 者による寡占的な市場を踏まえれば、MVNOの競争力確保が重要。
- MVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下※している。  
※ MVNOのシェアが改正法施行後はほぼ横ばい。
- 通信料金・端末料金の分離に係る規制対象は、MNO・その特定関係法人のほか、シェア0.7%以上の独立系MVNO。

今後の取組

- **通信料金・端末料金の分離に係る規制対象から、独立系MVNOを除き、大手MNOと独立系MVNOとの適正な競争関係を確保する制度改正を年内に実施。**
- 具体的には、MVNOに係るシェアの基準を0.7%から4%に変更。

### ● 規制の対象事業者の見直し

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTTドコモ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTTコミュニケーションズ</li> <li>・ NTTビジネスソリューションズ</li> <li>・ NTTPCコミュニケーションズ</li> <li>・ NTT BP</li> <li>・ NTTメテアサプライ</li> <li>・ NTTリミテッド・ジャパン</li> <li>・ ドコモCS</li> </ul>	<p>シェアの基準を <b>0.7%⇒4%</b></p> <p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IIJ</li> <li>・ オプテージ</li> </ul> <b>→ 対象外</b> </p> <p><b>→ 計28社</b> (現行は計30社)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI</li> <li>・ 沖縄セルラー電話</li> <li>・ UQコミュニケーションズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェイコム地域会社 (11社) ※</li> <li>・ ソラコム</li> <li>・ 中部テレコミュニケーション</li> <li>・ ビッグロープ</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソフトバンク</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽天モバイル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽天コミュニケーションズ</li> </ul>	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

課題

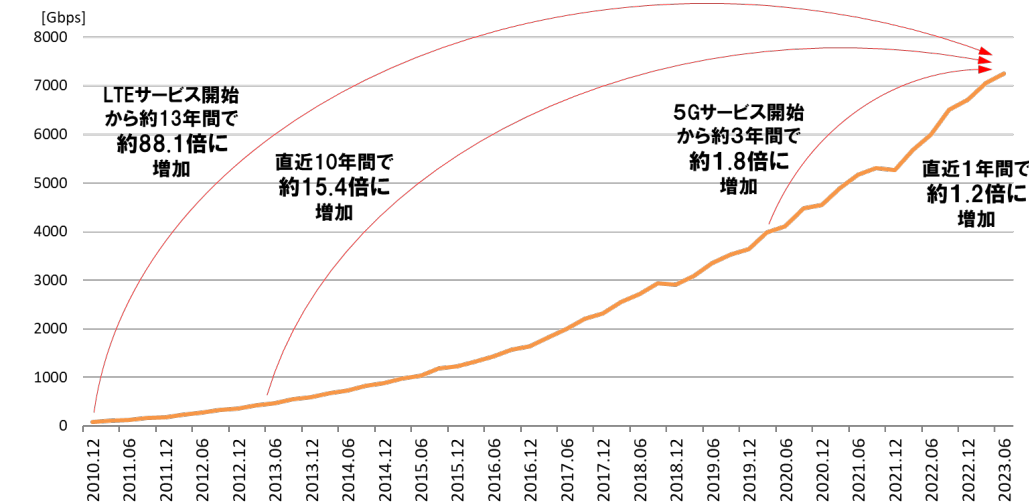
- 周波数はモバイル市場における競争の源泉であり、MNO間の競争力の重要な構成要素。
- 周波数は有限・希少な資源であり、国民共有の財産のため、公平かつ能率的な利用が必要。
- 急増しているトラフィックに対応するため、周波数の追加割当てによる帯域確保が重要。

今後の取組

- **広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」である700MHz帯周波数の割当てを実施** (2023年10月23日)
- 今後の周波数割当てに向けて、**広い帯域が確保でき超高速通信が可能**な**4.9GHz帯周波数について、技術的条件を年度内を目途に取りまとめる。**

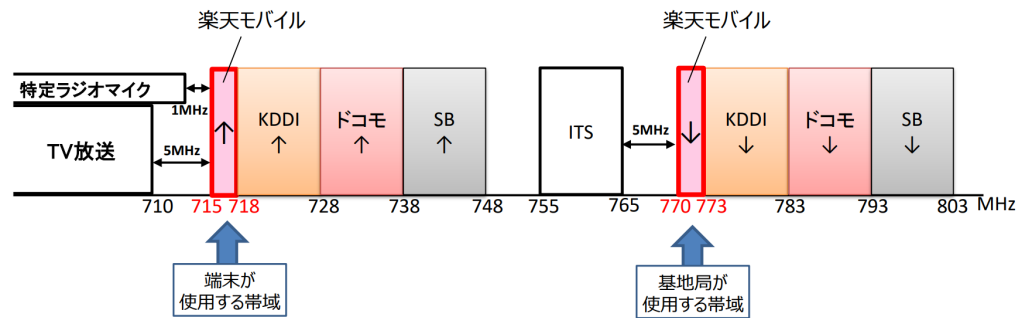
● **トラフィックの推移**

月間平均トラフィックの推移 (2010年12月から2023年6月)



● **プラチナバンドの追加割当て**

3MHz × 2 認定期間 10年間



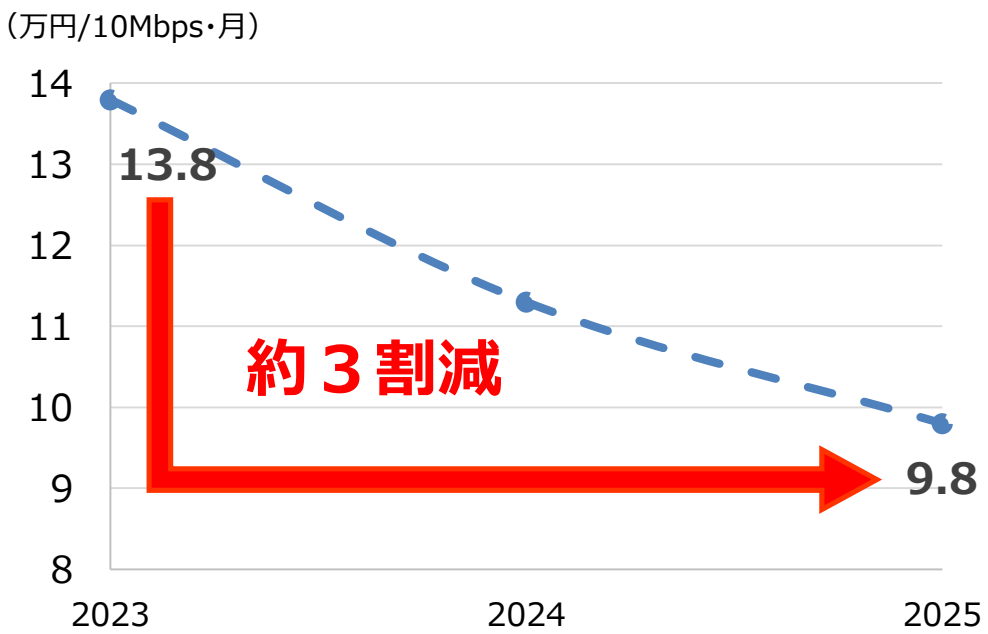
## 課題

- MNO 3 者による寡占的な市場を踏まえれば、MVNOの競争力確保が重要。
- このためには、MVNOのネットワーク利用料である「データ接続料」の低廉化を一層進めることが重要。

## 今後の取組

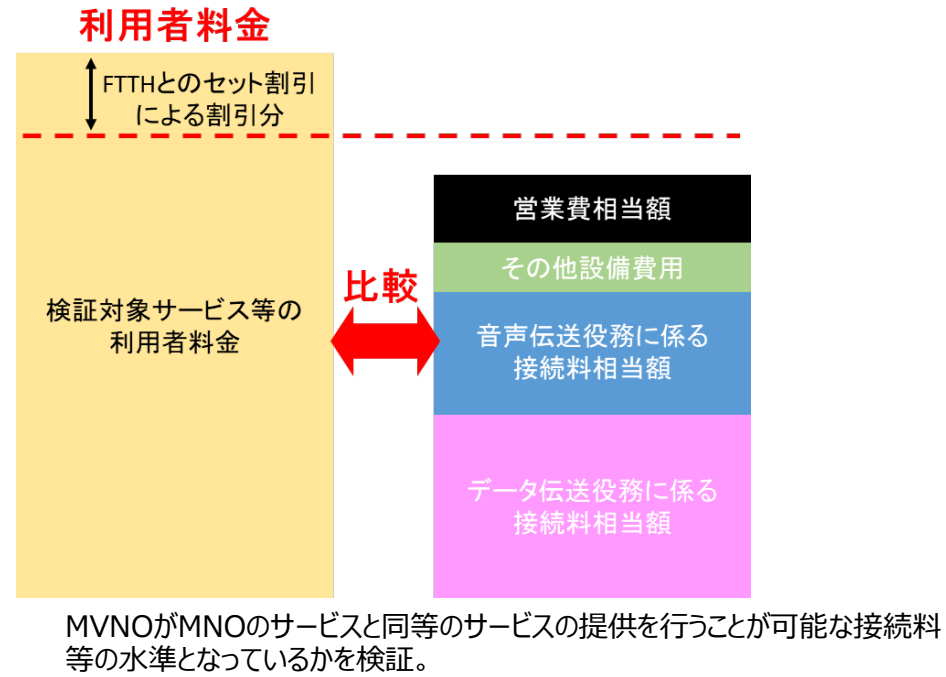
- **データ接続料の一層の低廉化を図る**（2023年度当初と比較して、2025年度までに**約3割低減化**）。
- MNOとMVNOとの間のイコールフットイングを確保する観点から、**MVNOがMNOに支払うデータ接続料等が妥当なものか検証**（MNOの利用者料金と比較（モバイルスタックテスト））。

### ●データ接続料の低廉化



※記載の接続料は将来原価方式に基づくデータ接続料予測値（MNO 3 者単純平均）

### ●モバイルスタックテスト



➤ 本プランで示した**取組の実施状況のフォローアップ**に加え、**更なる競争促進策の検討**を行う場として、

- ・ 競争ルールの検証に関するWG
- ・ 消費者保護ルールの在り方に関する検討会

等を活用し、**来年夏を目途に結論**が得られるよう、**早期に検討を開始**する。

(※) いずれも主査は、新美育文 明治大学名誉教授

➤ 具体的には、

- 通信料金の低廉化に加え、  
端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることも重要であり、  
**中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策**
- モバイル市場の寡占的な状況が継続していることを踏まえ、  
**競争を一層促進させるための実効性の高い対策**

を中心に幅広く検討を行う。